

(様式第2号の1)

枚方市 譲渡対象者の基準チェック表 (犬) 個人

氏名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の事項を守ることができる場合は、チェック欄に○をつけてください。

チェック	基準チェック項目
	1 私の年齢は 20 歳以上 65 歳以下です。
	2 私自身の身に何かあった時、20 歳以上 65 歳以下で責任をもって動物の世話を引き受けてくださる方がいます。
	3 譲り受けた動物を終生飼養できます。
	4 譲渡に関わる講習等を受講できます。
	5 営利又はこれに類する目的ではありません。
	6 動物を適正に飼うための知識を持ち、動物の飼養に関する法令等を遵守できます。
	7 狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び毎年の狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札・狂犬病予防注射済票を犬に装着します。
	8 動物を適正に飼うために必要な費用を負担できます。(飼い犬登録・狂犬病予防注射・エサ代・健康診断・ワクチン接種・治療費等、動物を飼うにはお金がかかります。)
	9 譲り受けた動物に対し、速やかに避妊・去勢手術を受けさせることができます。
	10 飼養にあたり家族全員の同意が得られています。また、当該動物の飼養により、アレルギー等健康を損なう恐れのある同居者はいません。
	11 数日間の不在が続くなど、日常的に家人が不在になりません。
	12 動物が飼えない場所への転居の予定はありません。
	13 飼養する場所は、近所の方の迷惑にならず、動物を適正に飼養できる環境です。 (飼養場所が集合住宅や借家の場合) 動物の飼養が承認されていることを、規約等の文書で提出することができます。
	14 枚方市長が適正と認める頭数をこえて譲渡されないことに同意できます。
	15 譲渡申請及び誓約書(様式第3号の1)の内容(裏面に記載)を理解し遵守できます。 (必ず事前に確認してください。)

枚方市からの譲渡を希望する場合、上記の項目すべてに○がつけられることが必要です。

(チェック表 15 譲渡申請及び誓約書 (様式第 3 号の 1) の内容)

- 1 譲渡された動物は、適正な終生飼養に努めます。
- 2 譲り受けた後、30 日以内に飼い犬登録を行い、速やかに狂犬病予防注射を受けて報告します。
また、その鑑札と済票を犬に装着します。
- 3 譲渡後 1 年以内の適切な時期に避妊・去勢手術を受けさせ、実施状況を報告します。
- 4 動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけません。
- 5 譲渡後 6 カ月から 1 年以内に、動物の状況等について枚方市長へ報告します。
- 6 枚方市が実施する立入調査等に協力します。
- 7 やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任をもって次の飼い主を探します。
- 8 譲渡動物の死亡、飼養場所の移転、その他やむを得ない事情で飼養者を変更する時は、必ず枚方市に連絡します。
- 9 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、又はその動物により問題が発生した場合も、枚方市に対して一切責任を問いません。
- 10 譲渡後の、狂犬病予防注射、治療等に要した費用については、一切枚方市に請求しません。